



うじいえ もも さん/平成9年12月生まれ/津別町役場勤務

青春

くろーずあつぷ

今年の4月から津別町役場に勤務している氏家萌々さん。保健福祉課高齢者相談係に所属しています。

帯広市出身の氏家さんは、元の高校を卒業後、名寄市立大学へ進学。高校生の頃から興味があった社会福祉について4年間学びます。大学卒業後は、福岡県内に就職し、2年間スクールソーシャルワーカーとして児童生徒が抱えているさまざまな問題の解決に努めてきました。現在は、社会福祉士やケアマ

ネジャーとして、高齢者に関わる仕事をしています。「ケアマネジャーとしての仕事は初めてなので大変ですが、相手からのありがたみの言葉がやりがいにつながります」と話す氏家さん。「今は分からないことが多いですが、周りの方々に聞きながら信頼される職員になりたいです」と今後の目標を話してくれました。
旅行が好きな氏家さん。コロナが明けたら中国・四国地方などに旅してみたいそうです。

温故知新

【531】 多くの人が頼られる町の電気屋さん

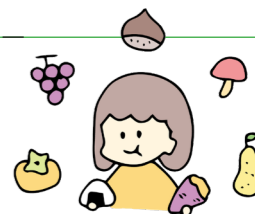
田島 進 さん



たじま すすむ さん/昭和21年4月、活汲生まれ/76歳/豊永在住

「依頼があった仕事は断ることもなく全部受けてきた。仕事を完璧に遂行できるように、しっかりと準備をしていた」と、当時から振り返る田島進さん。20歳から74歳まで続けた電気工事の仕事では、段取りと安全第一を心がけて作業をしていたそうです。活汲出身の田島さんは、中学校を卒業後、実家の家業である農業の手伝いをしていました。冬には、山の仕事や電気の仕事などさまざまなアルバイトをしていたそうです。電気会社で18年間修行をした後、昭和59年に独立し、「田島電気」をオープンします。一人で仕事をしてい

たため、朝早くから夜遅くまで働いていたそうです。「忙しくても従業員などは雇わず自分でやっていたので、人の倍は働いた。仕事が完璧に終わったときの達成感がやりがいだった」と述懐します。
また、仕事の幅を広げるため、新たに資格を取得。ボイラーや給湯の工事など、電気工事以外の仕事も受けるようになりました。「二刀流でやってきた。景気があまり良くない時代だったけど、一生懸命働いてきたのでこれまで続けてこられた」と話します。どんな仕事でも対応していた田島さん。元日に依頼があった仕事も、すぐに駆け付け対応していたそうです。
趣味では、昭和52年に電話級アマチュア無線技士（現・第四級アマチュア無線技士）の資格を取得。津別アマチュア無線クラブに所属していた田島さんは、クラブの会長を10年以上務め、当時は毎年50人以上が参加していた無線講習会の運営をはじめ、各種の普及活動に尽力してきました。
田島さんは、これまでに多くの病気を患ってきましたが、全部に打ち克ち、現在は元気に暮らしています。「人生は運。仕事で成功したのも運、今生きているのも運」と話します。



「食欲の秋」

～どうして秋は食欲が増すの??～

もう秋の季節になってきましたね。秋といえば皆さんは何を思い浮かべますか？スポーツの秋、読書の秋などがありますが、今回は「食欲の秋」についてです。

なぜ秋には食欲が増すのか、有名な説を4つご紹介します。

- 1つ目：日照時間が短くなり、食欲を抑えるホルモンの分泌が減少するから。
- 2つ目：気温が低くなりだし体温を上げるために基礎代謝が上がるので、お腹が減りやすくなるから。
- 3つ目：夏バテで体力が落ちていたところ、美味しい食べ物が出回る時期だから。
- 4つ目：厳しい冬の寒さに向けて脂肪を蓄えるため。

ちなみに、秋が旬の食べ物は、さつまいも、きのこ、秋刀魚、かぼちゃなどですね。旬の食べ物には栄養もたっぷり含まれています。ぜひ食欲と上手く付き合いながら美味しいものをよく噛んで食事を堪能してください♪



野菜を食べよう 野菜を知ろう番外編 今回は秋が旬の栗のクイズです！
1日350g! 普段私たちが食べている栗の部分は次のうち、どの部分でしょうか？
①皮 ②果実 ③種 答えは7ページの下にあります。

暮らしを支える 税 町道民税の特別徴収 (給与天引き)について

町道民税の納め方は、本人が納付書(または口座振替)で納める普通徴収と、事業主が本人の給与から町道民税分を予め天引きしておき、代わって納める特別徴収があります(年金所得者には年金から徴収する制度もあります)。

普通徴収は1年分の税額を、4回に分けて納めます。特別徴収は1年分の税額を、12回に分けて給与から天引きします。

特別徴収の方が、1回あたりの負担額が少なく、しかも納税者の手間は全くありません。特別徴収を希望される方は、お勤め先へご確認ください。

《事業主様へのお問い合わせ》

所得税の源泉徴収義務のある事業主給与支払者は、従業員(納税義務者)の町道民税を特別徴収することが法律(地方税法及び町税条例)により義務づけられています。特別徴収を開始するには、給与報告書を町に提出(毎年1月末期限)する時に、特別徴収分としてご提出ください。翌年度から特別徴収を開始します。

また、給与からの天引き額は、予め町で計算して事業主様へ通知しますので、所得税のように、毎回計算する必要はありません。さらに11月までなら、年度途中からでも特別徴収を開始できます。特別徴収を行っていない事業主様は、ぜひ特別徴収の導入をご検討ください。